

山口村合併議案 提案説明要旨

山口村では、二度と昭和33年のような根深い住民同士の対決を引き起こすことのないよう住民説明会の開催や、広報誌や合併だよりなどによる情報提供により、村民全員が同じ情報を共有できるように努力してきている。

また、越県合併については、山口村はこれまで4回にわたる住民の意見を聴いている。

最初は、平成13年1月6日から1月26日まで行った市町村合併に関する住民アンケート。結果は、合併にどちらかという賛成という回答も含め合併賛成が71.2%となっており、合併先として恵北町村を含む中津川市が72.2%となった。

次は、平成14年10月25日から11月20日まで行った中津川市との合併協議に関する意識調査。

3回目は平成15年4月27日に行われた村長選挙。この選挙においては、越県合併の是非が焦点となったが、中津川市との合併を推進してきた加藤村長が再選された。

4回目は平成16年2月22日に行われた投票方式による村民意向調査。結果は、合併賛成が62.28%と合併反対の37.08%を大きく上回った。

山口村においてはこのように住民に十分な情報をお伝えした上で村民の意向調査等を行い民主的なプロセスで越県合併の是非を確認してきており、合併に向けた合意が形成してきたと判断する。こうした合意形成を踏まえ、4月2日付けで山口村長と中津川市長の連名で合併申請書が県に提出されている。このように、山口村及び中津川市の意向が明らかとなり正式な手続きがとられたにもかかわらず、田中知事からは現在に至るまで合併関連の議案の提出が無い。

このまま合併が遅れると新市の年度当初からのスタートの準備に大きく影響してくる。またこの影響は、岐阜県内において山口村と同時に中津川市との合併を予定している恵那郡北部6町村に及ぶものであり、希望と創意にあふれ新しいスタートに水をさすことはできる限り避けるべきことである。

無論、この合併には反対の方々がおられることは十二分に承知している。少数の方々の声に耳を貸すことは重要なことである。しかし、民主主義の意思の決定は選挙を含め多数の声が優先されることもまた事実である。

山口村がまとめた財政見通しのシミュレーションは、国の制度改正などを見込み3つのパターンの予測を行っているが、何れの予測でも財政再建団体の転落は免れないものとなっている。このシミュレーションにおいては村独自の増収策や歳出削減策をとった場合の見通し額も示されており、血のにじむような自立に向けた努力をした場合でも、山口村が一村で自立することが非常に困難であると多くの村民が認めたことが理解されるところである。村民の生活を守り、村民の福祉を増進することを最優先に考えるのであれば、村単独で存在するのではなく、合併を行うことが現実的な選択であると理解する。

山口村は地理的に岐阜県に向かって開けており、古くから中津川市、坂下町との交流が活発である。

また、中津川市との関係においては、交通手段の発達に伴い、通勤、通学、買い物、医療等の日常生活圏は村の区域を越えて拡大しており、こうした点を勘案すれば、合併の相手を決める上で不可欠である地域同士の結びつきという重要な点において中津川市が適切であると判断せざるを得ない。

県民の中には、旧中津川の馬籠宿を擁し、文豪島崎藤村の出身地でもあり、山口村が信州から失われていくのは寂しいという意見があるというのも事実である。藤村の出身地が長野県山口村であることは誇りであるが、藤村は既にメジャーであり、日本の誇りであり、それは山口村が岐阜県になっても変わることはないと思う。

合併にあたっては、田中知事が当初語ったように、そこに住む住民の意思が最も尊重されるべきであると考え。私どもは、山口村の住民意思や住民自治を尊重し、地域住民の福祉の向上の観点から総合的に勘案した結果、山口村と中津川市の越県合併を認め、総務大臣に申請することが適当であると判断し、「議第 18 号、県境にわたる市村の廃置分合について」を提案した次第である。また、この合併に伴い山口村内に有する本県の財産について、岐阜県に帰属させることが適当であると判断し、「議第 19 号県の境界にわたる市村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について」を提案した次第である。

本来、この議案は知事により提出されるべき議案である。昨年 1 月 24 日、岐阜県知事と長野県知事が中津川市と山口村を合併重点支援地域に指定し、合併に向け、あらゆる協力を約束したところからスタートしてきた。山口村は長野県知事に 4 月 2 日に合併申請書等を提出している。長野県知事としてこの申請を受けた日から長野県の地方自治体としての意思を決定していかなければならず、この意思の決定の場である県議会に提出するのが義務であったはずである。このまま 12 月定例議会が閉会されるようなことになれば、山口村のほか、既に合併議案を総務省に提出を行っている中津川市、恵北 6 町村、岐阜県に至るまで多大な混乱を招き、45 年前と同じように住民の心に大きな傷跡を残し、回復することのできない歴史の遺恨を生ずることになる。

本日ここに、合併関連議案を議員 48 名と共に提案することは、私にとってもまさに苦渋の選択である。議員有志により関連議案を提出することについての総務省の見解は次のとおり。

合併関連議案の提出の可否については「地方自治法第 7 条 3 項に基づく普通地方公共団体の申請に関する同条第 5 項による議決については、議案を議員提案すること、地方自治法第 112 条第 1 項に基づき可能である」

長野県の団体意思の決定はどこにあるかについては「地方自治法第 7 条第 5 項の規定に基づき、県議会の議決により同条第 3 項の申請に関する団体意思は決定される」

地方自治体を所管する総務省の公式見解において、地方公共団体の意思は議会が決定するということが、そして議員の提出が可能であることが確認された以上、本日に至るまでの経過を踏まえ、長野県山口村の民主的プロセスで決定された村民の意思を尊重することが、私ども長野県議会議員の責務と考える。

【質問要旨】

議員提案の説明の多数の民意は、岐阜県民になりたいという人の民意。議員提案にあたって、長野県民でありたいという皆さんの願い、想いというものをどのように考慮されているのか。

提案者として出された3種類のシミュレーションが本当に十分にご検討されたものであるのか。自律は全く不可能であったのかどうか。その点について2点お尋ねしたい。

【宮澤議員答弁】

2点のご質問について、昨日提案をさせていただいた中に全て包含させていただいていると思う。私は今、何が一番重要視されるかということが試されていると思う。民主主義の原則である参加メンバーの、この場合で言ったら当事者の山口村と中津川市の皆さん方の、その多数の意見をまずお聴きし、当事者の決定を理解し尊重することではないか。もし仮に国が自分の意志によって、長野県の県民が、長野県の地方自治体の意思が決まったことを自由に解釈としたならば、長野県の県民そして長野県という地方自治の意思を決定したプロセスをどのように評価されてしまうのか。そのことを準用するまでもなく、今回の当事者は対象の市町村の村民の意志、このように多くの提案の中で申し上げた。その経過の中で、藤村先生を尊敬し、そしてまたあの素晴らしい山口村の自然景観、歴史、様々な問題を愛する人間としては、非常に残念ではあるが、そこに住む住民の皆さんが苦渋の苦渋の選択をした結果、そのような形のことをさせていただいた。2番目、財政シミュレーションの問題については、15年1月24日、合併重点支援地域の指定を受けた後、これを認定した岐阜県知事と長野県田中知事の命を受けて、それぞれ県の職員がサポートをし作ったシミュレーションである。そのシミュレーションは泰阜村、財政力指数が多分0.14くらい、坂城町は0.69くらい、栄村、多分0.12くらい、このようなそれぞれ財政力指数の違う4つの市町村の財政パターン等々を念頭に入れて、それを基にして田中県知事が責任者である長野県が、市町村に木曾地方事務所の担当を含めて指導してきた、共に作ったシミュレーションです。これは全ての120市町村に当てはまるわけなので、このことについては長野県において、普遍の一つの方向性だと私は見ている。何が何処に真実があるのかということになると、このプロセスの中に真意があると理解する。

【質問要旨】

合併重点支援地域になって、今、シミュレーションを県がもってしたということだが、それに対して公正ではないのではという話が出ている。それについての検討があったのか、全く自律のパターンというものができなかったのかについてももう少し詳しくお聞きしたい。

それから、「もしこの合併について平成の大合併という国の施策がなければ、今のまま長野県に残ってここで今までどおり暮らしていることができる」という、20日の知事懇談の中の村長の発言が新聞にも載っていたが、この合併というスタートについて、ずっと長く反対を唱えてきている方の意見を何処の場でどのように聞かれたのかについてももう少し詳しくお聞きしたい。

もう一点、なぜこのように県議会は議員提案までして急ぐのかというのが疑問。岐阜県の恵那7町村の合併協議会と中津川と山口村の合併協議会は別のものだが、その点についても詳しく教えていただきたい。

【宮澤議員答弁】

私は昨日の提案説明の中で相当数申し上げているつもりなので、全体的な答弁はその提案説明の中にあり、まずご確認をいただきたい。現在の状況は、この9月まで、平成15年にその地域に指定された後、1年間にわたって長野県、山口村、岐阜県、中津川市の4つのそれぞれの行政で今日にいたるまで様々な話をしてきた過程の中で、9月に全てが整って、岐阜県では地方自治体の意思を県議会で決定し10月12日に総務省にそれを出されて、既に公告になっている。この事実をもう一度噛み締めていただきたい。それと、田中康夫知事の手元に岐阜県知事との連名で届いている合併の申請書等の書類は、中津川市長の判、山口村村長の判、両方の判でもって出されてるこの事態を、私達政治に携わる公人としては深く考えなければならない。ここがしっかりと答えられなければ、青山出納長が言われるように、この立場にあるものの政治責任を問われるぐらいに重要な問題である。それから、それぞれの市町村の意思というのは、その市町村の議会で決定される。私達は公人として、賛成側の人たちにも反対側の人にも会ってない。決定する議会の意思の内容、それから村長、これは賛成者ではなく、村長はその行政を代表する、長野県で言ったら知事で、個人の意見で動くべきではない。常に公人としての立場でこのような問題に対しては、当然意見を述べ行動をすべきものだと思っている。総務委員会でそれぞれの場所にそれぞれの調査をさせていただいたのは全て公人として、公的施設としての調査で、それを受けてまとめたのが提案内容である。

【質問要旨】

市町村の意思はその市町村の議会で決めるということだが、ここは山口村議会ではなく、長野県議会である。越県に関しては県議会は知事発言まで山口村に無関心ではなかったかというご意見が皆様のお手元に届いていると思う。越県の議員提案をするにはまだ県民、そして村民の中に、まとまらない村民の中にたくさんの意見があるのではないかと。その意見の集約をどのようにしたかということをお尋ねしたい。11月4日の総務委員会の話が出たので、もう少しその点を詳しく、村長、議長は合併を進めている側の方たちであるが、そうでない方たちにも接触があったのか、質問させていただきたい。それから、山口村の地域に残りたいという、一生懸命、117市町村を回って署名を集めた皆さんの気持ちについては県議会はどのように考えているのか、合併したい人たちはどういう気持ちなのか、県に残りたいという人たちの気持ちを、どのように宮澤議員は分析をされているのか。それからこの越県合併は、ほかの村にも必ず波及してくるものであり、長野県全体を見ていく、長野県を護っていく、残りたいという長野県の人たちを護っていくという見地から、長野県議会議員としてどのように考えられているのか、残りたいという人たちが納得いくような説明をいただきたい。どうして急がなければならないかについても、お答えをいただきたい。市町村長、市町村の意思が決定した後に、県議会議員として、しっかりと県を、そして残りたいと言う県民を護っていくのが我々の責務だと思っている。長野県議会議員としての責務についても最後にお尋ねしたい。なぜこの時期に出さなければいけないかを質問させていただきたい。

【宮沢議員】

先程、今井正子議員からのお話をいただいた内容のご答弁については、今朝、提案説明の中で全ていいあげている。私人と公人、ここだけはよくよく理解しなければならない。私人の部分のところは自分の中にしっかりと蓄えていて、折に触れて自ら出してくる。これが、私は公人としての決断の姿だと思う。

平成16年12月22日(水) 山口村合併議案議員提案に対する質疑 質問者：宮川議員

【質問要旨】

県境を越えての山口村の中津川への編入合併は、今回の平成の大合併では全国唯一のもの、歴史的なものだが、提案される議員お一人お一人が歴史の評価に耐えうる覚悟を持った上での提案か。また、なぜ、会期延長してまで提案するに至ったのか先ずお伺いする。

次に、議員提案の法的根拠についてお尋ねする。地方自治法6条1項では都道府県の廃置分合及び境界線の変更は法律でこれを定めるとあり、県民投票を必要としている。今回の山口村の場合、県民投票を必要としない編入合併のかたちで行われているが、越県合併という事の重大性に鑑み、県民投票をすべきだという意見があるが、県民投票の是非についての論議はされたのか。今回の提案は地方自治法7条3項に基づいて提案されたものと思われるが、7条3項の都道府県の境界の変更は普通公共団体の申請に基づきとあり、この普通公共団体は7条1項にある知事をさすもので議会ではできないとの意見がある。この点についての議論はどのようになされたのか。また、本提案は可決された場合、訴訟も視野に入れているという団体、個人があると聞いているが、その訴訟に耐えられる根拠について論議されたか。

総務省見解と称する文書は、誰が、誰から、いつ、どのような手段で入手されたのか。公式な文書とするならば、日付け、発信者、受信者、印鑑などが必要と思われるが、この文書には印鑑がないがなぜか。

【宮沢議員答弁】

先ず、これをなぜ急ぐのかという問題については、本県会中の中で多くの議員からなぜ知事は出さないんだということの中で、「ここまで出さなければこういう問題が起こるよ。こういう問題どうするんだい。知事の責任はどうするんだい。」というそのやり取りの中に全て収れんされていると思う。それを踏まえて提案者、48人が賛同者としてこの議案を提出した。総務省の見解のことについては、宮川委員も出席されている各派代表者会議の席上で古田議長の方からその経過についてはご説明があったとおりである。

どうしてもその経過を私に述べよと言うのならばやぶさかではないが、出席された人にそのことを申し上げることは失礼なことではないかと思い、ここで留めさせていただく。

【質問要旨】

いつ、どこで、だれが、というようなことについてはお答えいただかなかった。多分、これは説明のとおり荒木総括審議官が出したものだと思うが、総務委員会が面談し、議員提案は可能と仰った方からなぜ口頭ではなく文書を必要としたのかお尋ねする。また、荒木審議官の公式文書はいつ入手できるのか。正式な文書が必要ならば少なくとも次官あるいは担当局長の文

書が必要と思われるが、必要とは考えなかったのか。

提案説明で民意という言葉を繰り返し使われたが、平成14年12月に村内26地区17会場で行われた住民懇談会での中津川市との合併協議に関する住民意識調査によると合併に賛成の人が84人に対して長野県に残りたいとする人、合併反対の人が合わせて126人いる。この民意の検証についてはどのように判断されたか。

また村長は「自立は破滅」と自立のデメリットと合併のメリットを恣意的に話し住民をを誘導した気配があるが、その点についての検証はなされたのか、お伺いする。

【宮澤議員答弁】

私の手元の合併に関する山口村の現地調査等々の書類の山口村から出された35ページの中に今のお話が出ており、その時の平成14年のことであるが、これは明記式のもので、それぞれ調査票を書けというもので、わずか回答率が32%だったということも含めて承知している。それぞれの調査票の内容等についても、村関係者から見せてもらい、そういうことも含めて、提案説明の中に私の文言がある。総務省の云々というお話は、宮川さんも、代表者委員会に出られた時のことは十二分にご理解いただいていると思うので、これ以上申し上げないが、いつまでに来るのかということは今朝の議長への確認で、既にそれぞれの発送の準備は終わったということである。それから、10月22日総務警察委員会として総務省にお話をうけたまわった折、「これは担当課長の意見ではございません。総務省としての公式見解でございます。」という内容で、その後一言たりとも変わっていないということから思うに、正式な文書は後日議長のところに届くと思うが、正式見解として解釈をした。私はこの問題のことについては、特に確認が必要だと思い、総務委員会で総務委員総意で理事者の方にこの確認をお願いした。その時に、様々なやり取り、議長と知事の幹旋になって、知事の言葉の中に「総務省は誰がお聞きになっても同じでしょうから、議会でおやりになられたらどうですか。」というご答弁があった。立ち会っていないので分からないが、それを受けて議長が総務省の公式見解として、文書にいただいたということなので、今回このような状況に踏み切った。

【質問要旨】

信州は長い歴史と尊い文化に基づく固有の風土が県内各地に刻まれている。馬籠宿をはじめとした山口村も信州の共有財産。県境は単なる便宜上の境界ではなく歴史や文化の反映であるという観点からの話し合いがなされた上でのご提案かお尋ねする。

村長は財政問題で合併せざるを得ないと言っているが、県境にあって、県政から無視されがちな山口村のみなさんの訴えを、真摯に受け止めてこなかった県議会の反省の念に立って、具体的な支援策、例えば合併特例債分の融資をすとか、年間1億円程度の財政支出をすといった論議をした上での提案なのか。

昨日21日の記者会見で麻生総務大臣が山口村の市町村合併について「道州制につながっていくことになると思いますので、推進されておかしくないだろう」と言っている。一方では平成の大合併は国によるアメとムチによる小さな自治体潰しという限りなく強制に近いものがある、という意見があるが、このような合併の本質を論議した上での提案か、お尋ねする。

【宮沢議員答弁】

もう全て私が申し上げた経過の中で言い尽きている。私も宮川さんと同じように自立論者。その自立論者もまず最初に、自分のところで、自分の足で歩けるかどうか、そのシミュレーションから入るはずで、歳入面は歳出面は、それぞれのシミュレーションを作って今日に至った。それで、民主的なドゥー・プロセス（英語）の中で一つの結論が出たということは議会人として個人のを断ち切って、出された結論に対する心の静けさを持たなければならないのではないか、私はそのことを強く感ずるわけで、そのことを踏まえた上で今考えていることは、総務省からいただいた問の3である。

「県議会で地方自治法第7条第5項の規定に基づく議決がなされた場合、同法第138条第2項に基づき知事は同法第7条第3項の申請をする義務を負う」

これを今度は逆に統治国家の仲間である長野県は、これを考えていかなければならない、私はそのように思う。これを主管官庁から言われた時の言葉を最後にしたいと思うが、長野県の条例を判断されるのは長野県知事であり理事者の皆さんであり、市町村の条例を判断するのは、市町村長。立法の精神がそこにあるからで、地方自治法を主管するのは総務省であり、総務省の見解を聞いて進めていただくのが47都道府県の業務である。このことを私は肝に銘じてお答えとすると同時に、長野県の決定された団体意思もこの法に基づいて、住民の皆さんの最も望むそこに住む住民の皆さんの気持ちを最も理解し、住民自治の基本であるコモンズの精神をそこにしっかりと受け止めていただきたい。